

釈文の訂正と追加（八）

石川・堅田B遺跡（第一〇・一一・一二二号）

所在地 石川県金沢市堅田町

調査期間 一九九六年（平8）七月～一九九九年一〇月

発掘機関 金沢市教育委員会

調査担当者 谷口宗治・谷口明伸・向井裕知

遺跡の種類 居館跡

6 遺跡の年代 一二世紀中頃～一五世紀初頭

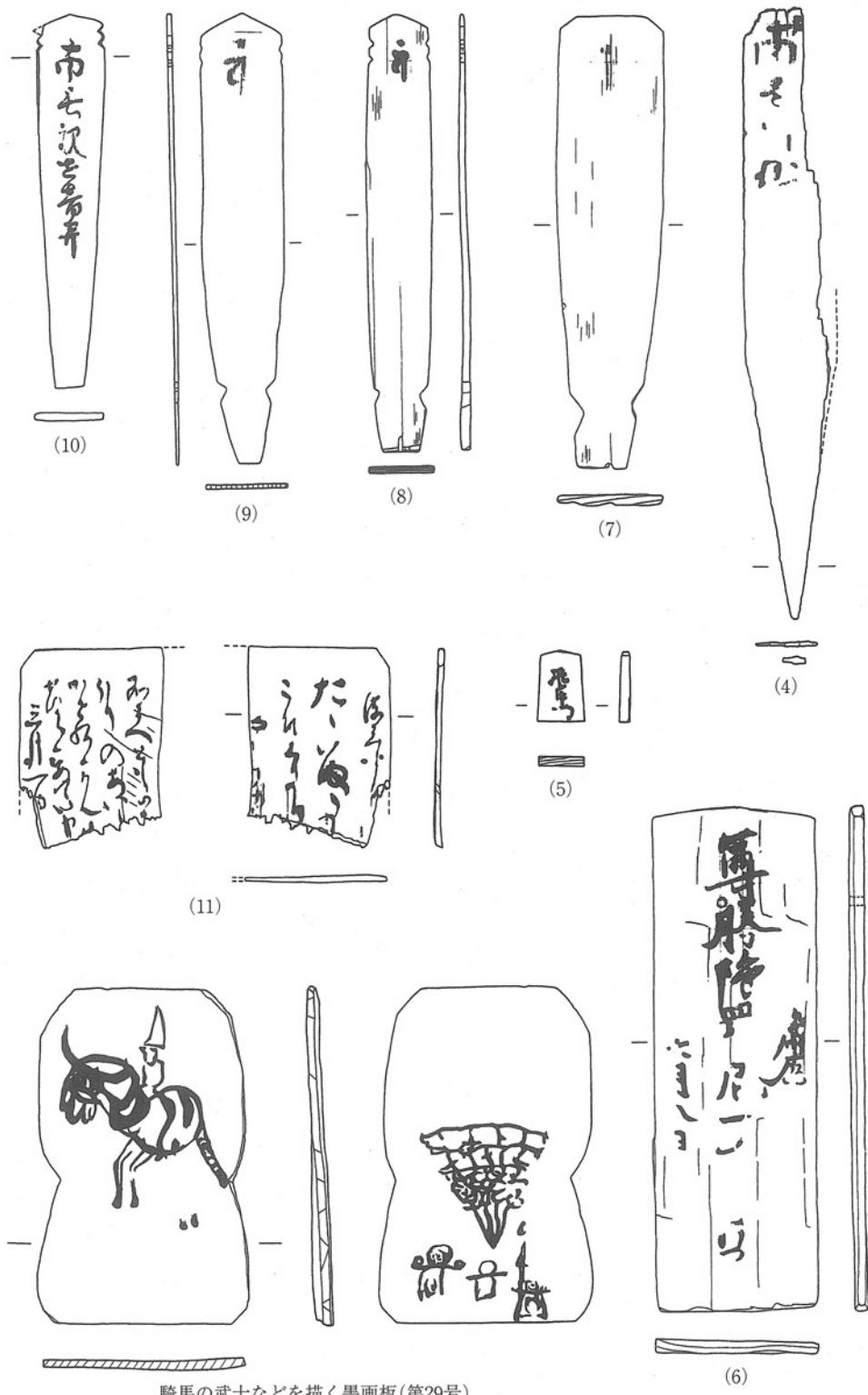
7 木簡の釈文・内容

本遺跡出土木簡について、これまで三号にわたり紹介した。その後報告書を作成するにあたり再検討した結果、釈文を訂正・追加すべきものが明らかになつた（訂正四点、追加七点）ので、改めて報告することとする。これによつて、本遺跡出土木簡は、屋敷地の拡張に伴つて埋められた旧西堀SD〇一から一二点（うち一点は将棋の駒）、西堀SD一一から四点、北堀SD一二から八点、包含層から四点、出土地不詳のもの一点、計二八点となる。但し、これ以外に

木簡番号を付して整理しているものに、井戸SK三一出土の墨画板（148×91×4）がある。なお、将棋の駒には木簡番号を付していない。



堅田B遺跡遺構図



騎馬の武士などを描く墨画板(第29号)

(6)	「 尊勝陀 ^{〔康應カ〕} 〔羅 ^カ 尼 ^カ 〕 〔六 ^カ 七 ^カ 〕 〔月八日〕」	205×71×7 011 21—(1) 第一五号
(7)	「□」	200×47×5 061 第一九号
(8)	「 ^(バハ) 〔 ^(バハ) 〕」	194×29×4 061 第一一〇号
(9)	「 ^(バハ) 〔 ^(バハ) 〕」	199×37×2 061 第一一一号
包含層		
(10)	「▽南無觀世音井」	166×29×4 061 第一五号
出土地不詳		
(11)	「後二月 ただいま こそくた× 〔 ^(たカ) 〕」	(88)×(71)×3 21—(2) 第一八号
・「そ候へとも× ほりのあい ^{〔たカ〕} □を給候 ^ハ ん× □候あい ^{た申} ×」		

干の変更があつたが、その内容や性格には特に変更はない。(3)も同種の木簡で、文字の痕跡が浮き上がって残る部分が認められる。木目と直交する方向に墨書されていると思われるが、行数・字数ともに不明である。法量は(1)(2)の横幅が八〇〇mm前後であるのに対して、(3)は約一一〇〇mmで最も大きい。それぞれ、板の端側に孔が二カ所ある。(1)(2)では文字間の隙間に穿孔していることから、板を作り墨書する工程と孔を穿ち掛ける工程とには時間差が窺われる。板の表面や木口の調整に比べ穿孔後調整せず、孔が雑であることもそれを証している。孔は文字間に穿つ場合は表から裏に向かつて穿ち、文字が確実にないところでは裏からでも穿っている。(1)(2)ともに紐で吊した痕跡が孔内上部の摩耗で確認できるが、(3)では明確ではない。(4)は卒塔婆である。頭部は平頭の可能性が高い。(5)は中将棋の駒の龍馬か。

(6)は尊勝陀羅尼の木札であり、「尼」の下は「一卷」であるうか。左側の月日は六月または七月の八日で、右側は年号であれば「康應」であろうか。なお、六・七月があるのは康應元年(一二三八九)に限られ、出土遺物から推察する北堀の埋没年代との錯誤はない。形態は尖頭形で、孔は文字を避けて穿つてはいるが、横木との圧着痕は確認できず、木釘により掛けただけであろう。

(7)～(9)は卒塔婆で下端両側を切り欠き、剣先形にはならない。(8)は大日如来の種子「バン」の梵字を墨書したもので頭部は略塔形

(1)(2)は般若心經などを墨書した木簡(巻数板)である。釈文に若

を呈す。(7)は一文字の墨痕が認められるので種子の可能性が高い。

頭部は平頭を呈すが、頭部厚を斜方向に切断しており、二次的な切断と考えられ、本来の頭部形状ではない。

(10)は觀世音菩薩の卒塔婆で、「菩薩」は草冠を二つ重ねた異体字を用いている。頭部は略塔形で、下端は二次的切断が確認できる。

(11)は折敷で、両面に墨書がみられる。内容については不明である。このほか、旧西堀SDO一から、判読不能の漆紙文書七点（同一資料の断片）が出土している。

墨画板（第一五号木簡。但し、墨書はないので本誌では木簡としては取り上げていない）は意図不明な形状を呈する板の両面に墨書きしたもので、片面には立烏帽子を被つた人物が騎乗する（牛の可能性もある）絵が描かれており、馬頭部の大きな角のようなものは弓の可能性がある。馬には面懸や胸懸、手綱を表現したような線がみられるが全体として不明瞭であり、詳細は不明である。もう片面は内容不明の扇形の意匠とその下には三体の人物もしくは三方にものを乗せたような絵が描かれる。両面とともに、それぞれ上方・下方に描かない空間をもつが、絵とともにその意図は不明である。

これらの木簡などは、遺構出土遺物の年代観や巻数板の紀年より、SDO一出土品は一三世紀中頃から後葉、SD一一・一二出土品は一三世紀中頃から一四世紀末にかけての年代を与えることが可能である。ただし、SD一一・一二出土品はその形態や採用する文字な

どがSDO一出土品にみられないために、一三世紀末以降のものである可能性を考えている。そして、墨画板が出土したSK三一一是、一三世紀末から一四世紀前半頃を想定している。

なお、巻数板はSDO一からのみ出土しており、出土遺物から追える巻数板吊りは一三世紀後葉までである。その後の遺構からは、転読札や卒塔婆は出土しているが、巻数板に類似した木簡もしくは木製品はみられない。SDO一が埋まる一三世紀末以降は居館の平面的な規模は一部堀の付け替えにより拡大するが、内部に建つ建物の規模や所有する物資の質・量が低下するために、その居住者に何らかの変化が想定できる。具体的に言及する材料をもたないが、本遺跡において巻数板吊りを行なつた、または行なうことが可能であったのは、居館築造当初の一三世紀代までであつたのかもしれない。

8 関係文献

金沢市『堅田B遺跡I（本文・遺物編）』（金沢市文化財紀要一九九、二〇〇三年）

同『堅田B遺跡II（本文・遺物編）』（金沢市文化財紀要二二三、二〇〇四年）

同『堅田B遺跡発掘調査概要』（金沢市文化財紀要一五一、一九九九

（向井裕知）